

別 紙

新型コロナウイルス感染症対策下における学外団体への 講義室等の貸し出し対応方針について

開催の可否については、主催者団体側で判断し、下記のことについて責任をもって
行うことを条件に使用を許可する。

- 行事を開催する場合は、参加者への注意喚起を行うとともに、感染症予防を徹底し、次の点に留意して環境整備を行う。
 - ・ 参加者に体調把握を求め、発熱等体調不良の場合は参加を控えさせること。
 - ・ 主催者、参加者共に感染対策を励行すること。
 - ・ 主催者として、アルコール消毒剤の配備、当日参加者から要望があった場合に備えてマスクを準備すること。
 - ・ 3密(密集、密閉、密接)の状態を作らない会場の設営をすること。
 - ・ 参加者の座席間隔を確保できる規模の会場を用意すること。
(例:参加者数の2倍以上のキャパシティを持つ会場とする等)
 - ・ 公共交通機関(阪急電車・大阪モノレール)で来学する参加者の分散化への対応をすること。
 - ・ 行事(試験等)の終了後、消毒をすること。
- ※ 但し、本学の都合で貸し出しが出来ない場合があります。